



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ⑥ ●
住宅改修費等受領委任払いについて

平成23年度申請受付分から 福祉用具購入費・住宅改修費の受領委任払いを始めます！

要介護（要支援）認定を受けた方が、福祉用具の購入や住宅改修をした時の給付金の支給について、これまでの償還払いによる方法か、受領委任払いによる方法か、どちらか選べるようになりました。

【償還払い】

福祉用具購入や住宅改修にかかった費用を、要介護（要支援）認定者が事業者（特定福祉用具販売事業者・住宅改修工事施行事業者）に全額支払い、後で黒潮町から支給対象額の9割分を要介護（要支援）認定者に支払います。



【受領委任払い】

福祉用具購入や住宅改修にかかった費用を、要介護（要支援）認定者が事業者（特定福祉用具販売事業者・住宅改修工事施行事業者）に1割分の支払いですむようにすることで、一時的な費用負担を軽減する方法です。残りの9割分については、利用者の委任に基づき、黒潮町から事業者（特定福祉用具販売事業者・住宅改修工事施行事業者）に支払います。



【受領委任の対象者】

- 介護保険被保険者で要介護（要支援）の認定を受けている方
- 介護保険料の滞納がないこと
- 受領委任払いについて事業者の同意を得ていること

※住宅改修については、住宅改修着工前に、事前申請が必要です。

介護保険を利用して福祉用具の購入や住宅改修を行うにはケアマネジャーなどによる理由書が必要ですので、まずケアマネジャーに相談してください。また、介護保険を利用するには、要介護（要支援）認定が必要です。

【要介護（要支援）認定申請について】

要介護（要支援）の認定のない方で、認定申請をしたい方は介護保険証をお持ちのうえ、黒潮町役場介護保険係にお越しくください。

介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを～安心で便利な口座振替を！～

【お問い合わせ】本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)